

件名

非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準

○内閣府告示第五百四十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件、同項第二号の規定に基づき安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的、同条第二十三項第三号イの規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式等並びに同号ロの規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項を次のように定める。

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 上場株式投資信託 公社債投資信託（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十五号）に規定する公社債投資信託をいう。次号及び第七条第二項において同じ。）以外の証券投資信託（同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託をいう。次号及び第七条第二項において同じ。）のうち、その受益権が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一第二項第一号に掲げ

る株式等（同項に規定する株式等をいう。第五条において同じ。）に該当するものをいう。

二 公募株式投資信託 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が租税特別措置法第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（上場株式投資信託に該当するものを除く。）をいう。

三 上場等株式投資信託 上場株式投資信託及び公募株式投資信託をいう。

四 指定インデックス投資信託 公募株式投資信託のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該公募株式投資信託が外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三条第一項及び第七条第二項において同じ。）である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類するもの）をいう。以下同じ。）において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指数のうち、いずれか一の指数に採用されている資産に投資（当該資産に投資する他の投資信託（同法第二条第三項に規定する投資信託をいう。）の受益権又は投資法人（投資法人（同法第十二項に規定する投資法人をいう。）及び外国投資法人（同

条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。ロ(2)(iii)及び第七条第二項において同じ。)をいう。第七条第二項において同じ。)の投資口(同法第二条第十四項に規定する投資口その他これに類するものをいう。以下同じ。)を直接又は間接に保有する場合を含む。以下同じ。)を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあるもの

ロ 公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、次に掲げる事項の定めがあるもの

(1) 信託財産は別表第一下欄又は別表第二第四欄に掲げる指数(以下「指定指数」という。)のうち、いずれか二以上の指定指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を当該二以上の指定指数の変動率に連動させることを目的とした運用を行う旨

(2) 主たる投資の対象としている資産が次のいずれかに該当する旨

(i) 株式

(ii) 株式及び公社債(所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債をいう。以下同じ。)

- (iii) 株式及び不動産投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人で、その規約（同法第六十七条第一項に規定する規約をいう。第七条第二項において同じ。）においてその資産の総額のうちに占める所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十六条第二項第五号ホに規定する不動産等の価額の割合（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第一号ロ（4）及びニ(1)並びに第七条第一項第一号において同じ。）の所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第八十一条の五第六項に規定する業務規程において投資口の上場の基準として定められたその投資口を発行した投資法人の資産の総額のうちに占める当該不動産等に相当する部分の価額の合計額の占める割合をいう。）を百分の七十以上とすることとされているもの又はこれに類する外国投資法人をいう。）の投資口（以下「不動産投資法人の投資口等」という。）
- (iv) 株式、公社債及び不動産投資法人の投資口等
- (3) 指定指数に採用されている資産に対して投資を行う割合を変更して運用を行う場合においては、当該運用に係る変更が、信託の設定の日以後の信託の計算期間（租税特別措置法施行令第二十五条

の第十三第十五項第三号に規定する信託の計算期間をいう。以下同じ。）の経過に依じて行われること、市況の変化に連動して行われることその他これらに準ずる条件に従って行われる旨

五 海外型インデックス投資信託 指定インデックス投資信託のうち、その委託者指図型投資信託約款において、信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を一致又は連動をさせる対象としている指定指数のうちに別表第一中欄又は別表第二第三欄に掲げる地域の区分が海外等であるものの定めがあるものをいう。

六 国内型インデックス投資信託 指定インデックス投資信託のうち、海外型インデックス投資信託に該当しないものをいう。

七 海外型一般公募株式投資信託 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託のうち、基準計算期間（信託契約期間の開始の日から第三条第一項に規定する対象商品届出書の提出の日の直前に終了した信託の計算期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）に含まれる各月の末日において投資の対象としていた資産の残高の合計額のうち、国外の資産の残高の合計額の占める割合の平均値が百分の二十以上であるものをいう。

八 国内型一般公募株式投資信託 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託のうち、海外型一般公募株式投資信託に該当しないものをいう。

(累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲)

第二条 租税特別措置法施行令第二十五条の第十三第十五項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 上場株式投資信託 次に掲げる要件

イ 信託報酬率(上場等株式投資信託の信託報酬(信託事務に係る対価として委託者又は受託者の受ける財産上の利益をいう。次号ロ(4)及び第七条第一項第二号において同じ。))の金額を当該上場等株式投資信託の純資産額で除した値をいう。次号イにおいて同じ。))の上限を一万分の二十五以下とする旨が、上場株式投資信託の募集に係る有価証券届出書(金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。)(当該信託報酬率に係る訂正届出書(同法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項に規定する訂正届出書をいう。以下同じ。))が提出されている場合には当該訂正届出書)に記載されていること。

ロ 累積投資勘定（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定（同項第七号に規定する特定累積投資勘定を含む。）をいう。以下同じ。）において当該上場株式投資信託の受益権が振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（②において「管理期間」という。）を通じて当該上場株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 当該上場株式投資信託の受益権の当該累積投資勘定への受入れ又は当該累積投資勘定からの払出し（当該上場株式投資信託の受益権の譲渡に係る払出しに限る。）に際して、当該上場株式投資信託の受益者から当該累積投資勘定に係る非課税口座（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）が開設されている金融商品取引業者等（同条第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に支払われることとされている手数料（当該受入れの時に当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている契約に係る約款において定められている手数料に限る。）の当該受益権の対価に対する割合の上限が一万分の百二十五以下とされていること。

(2) 管理期間を通じて当該上場株式投資信託の受益者から当該金融商品取引業者等に対して当該上場株式投資信託の受益権に係る手数料が支払われないこととされていること。

(3) 当該上場株式投資信託の受益権が租税特別措置法第三十七条の十四第五項第四号又は第六号に規定する累積投資契約（(4)に規定する特定累積投資契約を除く。）により取得するものである場合には、当該上場株式投資信託の受益権の取得対価の額は、一口（取得する受益権が共有持分の割合である場合には、一単位）当たり一万円以下であること。

(4) 当該上場株式投資信託の受益権が特定累積投資契約（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権が同号に規定する一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の同条第一項第二号イに掲げる上場株式等である場合における当該累積投資契約をいう。）により取得するものである場合には、当該上場株式投資信託の受益権の公表最終価格（金融商品取引所において公表されたその日における当該受益権の最終の売買の価格その他これに準ずる価格に相当する金額をその一単位あたりの価額として計算した金額をいう。（4）及びホにおいて同じ。）が三万円を超えたときは、その超えた日から六月を経過する日

までに当該受益権の公表最終価格を三万円以下にするための必要な措置が講じられるものであること。

ハ 当該上場株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指定指数のうち、いずれか一の指定指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権の一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあること。

ニ 次に掲げる上場株式投資信託の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていること。

(1) 金融商品取引所において上場されている上場株式投資信託 円滑な流通を確保するための措置が講じられているものとして、金融商品取引所から指定を受けていること。

(2) (1)に掲げる上場株式投資信託以外の上場株式投資信託 基準計算期間の末日における純資産額が一兆円以上であること。

ホ 当該上場株式投資信託の受益権（ロ(4)に規定する場合に該当するものに限る。ホにおいて同じ。）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 対象商品届出書（次条第一項に規定する対象商品届出書（第四条第一項に規定する届出事項等変更届出書を含む。）をいう。（2）において同じ。）を提出する日前一月間の当該上場株式投資信託の受益権の公表最終価格の平均値が一万円以下であること。

(2) 対象商品届出書を提出する日の前営業日における当該上場株式投資信託の受益権の公表最終価格が一万円以下であること。

へ 次条第一項に規定する対象商品届出書を内閣総理大臣に提出していること。

二 公募株式投資信託 次に掲げる要件

イ 信託報酬率の上限を次に掲げる公募株式投資信託の区分に応じそれぞれ次に定める割合以下とする旨が、当該公募株式投資信託の募集又は売出しに係る有価証券届出書（当該信託報酬率に係る訂正届出書が提出されている場合には、当該訂正届出書）に記載されていること。

(1) 国内型インデックス投資信託 千分の五

(2) 海外型インデックス投資信託 一万分の七十五

(3) 国内型一般公募株式投資信託 百分の一

(4) 海外型一般公募株式投資信託 千分の十五

ロ 累積投資勘定において当該公募株式投資信託の受益権が振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間(2)において「管理期間」という。)を通じて当該公募株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該公募株式投資信託の受益権の当該累積投資勘定への受入れに際して、当該公募株式投資信託の受益者から当該累積投資勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に対して手数料が支払われないこととされていること。

(2) 管理期間を通じて当該公募株式投資信託の受益者から当該金融商品取引業者等に対して当該公募株式投資信託の受益権に係る手数料が支払われないこととされていること。

(3) 当該累積投資勘定に受け入れている公募株式投資信託の受益権の譲渡又は当該公募株式投資信託の終了若しくは信託契約の一部の解約に際して、当該公募株式投資信託の受益者から金融商品取引業者等に対して手数料(当該公募株式投資信託の信託財産に帰属するものを除く。)が支払われないこととされていること。

(4) 当該金融商品取引業者等は、公募株式投資信託の受益者に対して、当該公募株式投資信託に係る信託報酬、監査報酬（監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額をいう。第七条第一項第二号において同じ。）その他の公募株式投資信託の信託事務の処理に必要となる費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること。

ハ 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 基準計算期間において投資の対象としていた資産のうち、主たる投資の対象としていた資産が株式であつて、投資の対象としていた資産が次のいずれかに該当すること。

- (i) 株式
- (ii) 株式及び公社債
- (iii) 株式及び不動産投資法人の投資口等
- (iv) 株式、公社債及び不動産投資法人の投資口等

(2) 基準計算期間の末日における純資産額が五十億円以上であること。

(3) 基準計算期間が五年以上であること。

(4) 基準計算期間において終了した信託の計算期間の数のうち、募集により引き受けられた受益権の対価の総額から信託契約の一部の解約により交付した金銭の額の総額を控除した金額が零を超えることとなる信託の計算期間の数が占める割合が三分の二以上であること。

ニ 次条第一項に規定する対象商品届出書を内閣総理大臣に提出していること。

(対象商品届出書)

第三条 投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社及び外国投資信託の受益権の発行者をいう。次条及び第五条において同じ。）は、上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書（以下「対象商品届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

- 二 役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称
 - 三 本店（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地
 - 四 対象商品届出書の提出年月日
 - 五 当該上場等株式投資信託に関する次に掲げる事項
 - イ 受益権の名称
 - ロ 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項各号に掲げる要件及び前条各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ同条各号に定める要件を満たす旨
 - ハ 上場株式投資信託又は公募株式投資信託の別
 - ニ 上場株式投資信託に該当する場合には、前条第一号ロ(3)又はホに掲げる要件のいずれに該当するかの別（これらの要件のいずれにも該当する場合には、その旨）
 - ホ 公募株式投資信託に該当する場合には、次に掲げる公募株式投資信託の区分に応じそれぞれ次に定める事項
- (1) 指定インデックス投資信託 国内型インデックス投資信託又は海外型インデックス投資信託の別

(2) 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託 国内型一般公募株式投資信託又は海外型一般公募株式投資信託の別

へ 次に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1) 上場株式投資信託又は指定インデックス投資信託 委託者指図型投資信託約款において、信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を一致又は連動をさせる対象としている指定指数の名称

(2) 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託 前条第二号ハ(1)(i)から(iv)までに掲げる投資の対象としている資産の区分

ト 外国投資信託に該当する場合には、その旨

チ 上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しを開始する年月日

リ 当該上場等株式投資信託の受益権が、前条第一号ロ(1)から(3)まで又は第二号ロ(1)から(3)までに掲げる要件を満たして募集又は売出しがされるものである旨

六 当該上場等株式投資信託が公募株式投資信託に該当する場合には、前条第二号ロ(4)の通知を行うため

の措置の概要

七 その他参考となるべき事項

2 対象商品届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 当該上場等株式投資信託の募集又は売出しに係る有価証券届出書及び委託者指図型投資信託約款の写し

二 当該上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする際に、当該受益権の募集又は売出しをする者と当該募集又は売出しに応じて当該受益権を取得する者との間で締結する契約に係る約款（前項第五号りに掲げる事項の記載があるものに限る。）

三 当該上場等株式投資信託が、その受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものである理由を記載した書面

四 当該上場等株式投資信託が上場株式投資信託に該当する場合においては、前条第一号二(1)又は(2)に掲げる事項を証する書面

五 当該上場等株式投資信託が上場株式投資信託に該当する場合であって、当該上場株式投資信託の受益

権が前条第一号ホに規定するものに該当する場合には、次に掲げる書面

イ 前条第一号ロ(4)に規定する必要な措置の内容について記載した書面

ロ 前条第一号ホ(1)及び(2)に掲げる事項を証する書面

六 当該上場等株式投資信託が指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託に該当する場合には、前条第二号ハ(1)から(4)までに掲げる事項を証する書面

3 第一項に規定する対象商品届出書は、同項第五号トに掲げる日の十五日前までに提出しなければならない。
い。

(届出事項等変更届出書)

第四条 前条第一項の規定に基づき同項に定める対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等は、当該対象商品届出書に係る上場等株式投資信託が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その旨及びその内容を記載した届出書(次項及び第三項において「届出事項等変更届出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第三項に規定する提出期限までに、当該上場等株式投資信託につき次条第一項に規定する対象商品廃止等届出書を提出する場合は、この限りでない。

- 一 対象商品届出書の記載事項に変更があるとき。
 - 二 有価証券届出書又は委託者指図型投資信託約款の記載事項に重要な変更があるとき。
- 2 届出事項等変更届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。
- 一 第二条第一号ホに掲げる要件を満たすものとして提出した対象商品届出書に係る上場株式投資信託につき同号ロ(3)に掲げる要件を満たすこととなった場合 前条第二項第二号に掲げる書面
 - 二 第二条第一号ロ(3)に掲げる要件を満たすものとして提出した対象商品届出書に係る上場株式投資信託につき同号ホに掲げる要件を満たすこととなった場合 前条第二項第五号イ及びロに掲げる書面
- 3 届出事項変更届出書は、第一項各号に掲げる場合に該当することとなる日の十五日前（第二条第一号ロ(3)及びホに掲げる要件のいずれにも該当するものとして提出した対象商品届出書に係る上場株式投資信託につき同号ロ(3)又は(4)に掲げる要件のうちいずれかを満たさないこととなる場合には、その要件を満たさないこととなる日の三十日前）までに提出しなければならない。

（対象商品廃止等届出書）

第五条 第三条第一項の規定に基づき同項に定める対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等は、当該対象商品届出書に係る上場等株式投資信託が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その旨及びその内容（第二号に掲げる場合に該当するときは、その理由を含む。）を記載した届出書（次項において「対象商品廃止等届出書」という。）を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 信託契約期間が満了するとき。

二 信託を終了させるとき。

三 その受益権が租税特別措置法第三十七条の十四第一項第二号イ又はロに掲げる株式等に該当しないこととなるとき。

四 その受益権が租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項各号に掲げる要件に該当しないこととなるとき。

五 第二条第一号イからハまで若しくはニ(1)又は第二号イ若しくはロに掲げる要件に該当しないこととなるとき（同条第一号ロ(3)又は(4)に掲げる要件に該当しないこととなる場合にあっては、そのいずれにも該当しないこととなる場合に限る。）。

2 対象商品廃止等届出書は、当該上場等株式投資信託が前項各号に掲げる場合に該当することとなる日の三十日前までに提出しなければならない。

(安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的)

第六条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項第二号に規定する安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 上場等株式投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- 二 上場等株式投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれをいう。以下同じ。)を減じる目的

三 法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第二十七条の七第一項第六号に規定する先物外国為替取引(次条第二項第三号において「先物外国為替取引」という。)により、上場等株式投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

(特定非課税管理勘定に受け入れることができない上場株式等の範囲等)

第七条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十三項第三号イに規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式等は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる上場株式等のうち、次に掲げるものとする。

一 当該上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

二 公募株式投資信託の受益権で、特定非課税管理勘定(租税特別措置法第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定をいう。)において当該受益権が振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間を通じて、当該特定非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が、当該公募株式投資信託の受益者に対して、当該公募株式投資信託に係る信託報酬、監査報酬その他の公募株式投資信託の信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされているもの以外のもの

2 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十三項第三号ロに規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議

して定める事項は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる上場株式等のうち、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で租税特別措置法第二条第一項第五号に規定する公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）、投資法人の投資口又は特定受益証券発行信託（同法第二条第一項第五号に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権で、委託者指図型投資信託約款、委託者非指図型投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款（当該証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものが外国投資信託である場合には、当該委託者非指図型投資信託約款に類するもの）をいう。）、規約（当該投資法人の投資口が外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類するもの）又は信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に規定する信託契約において法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（次に掲げる目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることとする。

一 投資信託、投資法人又は特定受益証券発行信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

二 投資信託、投資法人又は特定受益証券発行信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的

三 先物外国為替取引により、投資信託、投資法人又は特定受益証券発行信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

附 則 (令和七年三月三十一日内閣府告示第四五号)

(適用時期)

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用前に第一条第一号に規定する上場株式投資信託が第二条第一号ロ(3)の要件を満たすものとして第三条第一項に規定する対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等(同項に規定する投資信託

委託会社等をいう。)が、当該対象商品届出書に係る当該上場株式投資信託につき同号ホに掲げる要件を満たして当該上場株式投資信託の受益権を租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする場合には、当該対象商品届出書の第三条第一項第五号ニに掲げる事項に変更があったものとみなして、第四条の規定を適用する。

(別表第一)

番号	地域の区分	指数
1	国内	TOPIX
2		日経平均株価
3		JPX日経インデックス400
4	海外等	MSCI Japan Index
5		MSCI ACWI Index

6		FTSE Global All Cap Index
7		MSCI World Index
8		MSCI World IMI Index
9		FTSE Developed Index
10		FTSE Developed All Cap Index
11		S&P500
12		CRSP U. S. Total Market Index
13		MSCI Emerging Markets Index
14		FTSE Emerging Index
15		FTSE RAFI Emerging Index

(別表第二)

番号	資産の区分	地域の区分	指数
----	-------	-------	----

1	株式	海外等	MSCI Europe Index	
2			FTSE Developed Europe All Cap Index	
3			Stoxx Europe 600	
4			MSCI Pacific Index	
5			MSCI AC Asia Pacific Index	
6			国内	NOMURA - BPI 総合
7				DBI 総合
8				NOMURA - BPI 国債
9				Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index
10			海外等	Citi - group World Government Bond Index

11			Barclays Capital Global Treasury
12			Bloomberg - Barclays Global Aggregate Index
13			Barclays U. S. Government Floated Adjusted Bond Index
14			Barclays Euro Government Floated Adjusted Bond Index
15			JP Morgan GBI EM Global Diversified
16			JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus
17	不動産投資信託	国内	東証REIT指数

18	海外等	S & P 先進国 REIT 指数
19		S & P 米国 REIT 指数
20		S & P 欧州 REIT 指数
21		FTSE NAREIT Equity REIT Index

(注) 各指数は、配当を含めるか否かの別、為替ヘッジ (為替相場の変動により生じるリスクを減じるための取引をいう。) の有無又は特定の一国を除外若しくは包含するか否かの別により、別個の指数を算出している場合における当該指数を含む。